

第24号議案 長崎市総合計画策定条例

ページ

1	条例制定の背景・趣旨	1
2	第五次総合計画の概要について	2



1 条例制定の背景・趣旨

(1) 総合計画策定の経緯

昭和 44 年(1969 年)に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、市町村に基本構想の策定及び議会の議決の義務化がなされた。

地方分権改革の下、平成 23 年(2011 年)5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想に関する第 2 条第 4 項の規定が削除され、基本構想の法的な策定義務が廃止された。

【参考】

改正前地方自治法 第 2 条第 4 項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

【参考】

総務大臣通知（平成 23 年 5 月 2 日付け総行行第 57 号 総行市第 51 号）〈抜粋〉

第 4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第 2 条第 4 項関係）

なお、改正法の施行後も、法第 96 条第 2 項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能である。

(2) 総合計画の策定

総合計画は次の性格を有しており、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市政運営上の最上位計画として策定することとしたい。

- ア 市政全般を網羅した計画で、各部局が横断的に取り組むための指針である。
- イ 市民、企業、市民活動団体などあらゆる主体と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針である。

(3) 議会の議決の必要性及び議決の範囲

市政運営上の最上位計画である総合計画は、行政のみならず市民、企業、市民活動団体等の共通の指針となる重要な性格を有することから、平成 23 年 5 月の地方自治法改正前と同様に基本構想部分の策定にあたり、市民を代表する議決機関である議会の議決を経ることとしたい。

2 第五次総合計画の概要について

(1) 総合計画の構成

基本構想、基本計画及び実施計画の三層構造とする。

【図1】総合計画の構成

	【基本構想】 本市の将来の都市像、まちづくりの方針等を定める基本的な構想をいう。	・将来の都市像 ・まちづくりの方針
	【基本計画】 基本構想に基づく本市の各種施策を体系的に示す計画をいう。	・基本施策 ・個別施策
	【実施計画】 基本計画において定めた各種施策を実施するための具体的な事業を示す計画をいう。	・3年間の事業計画

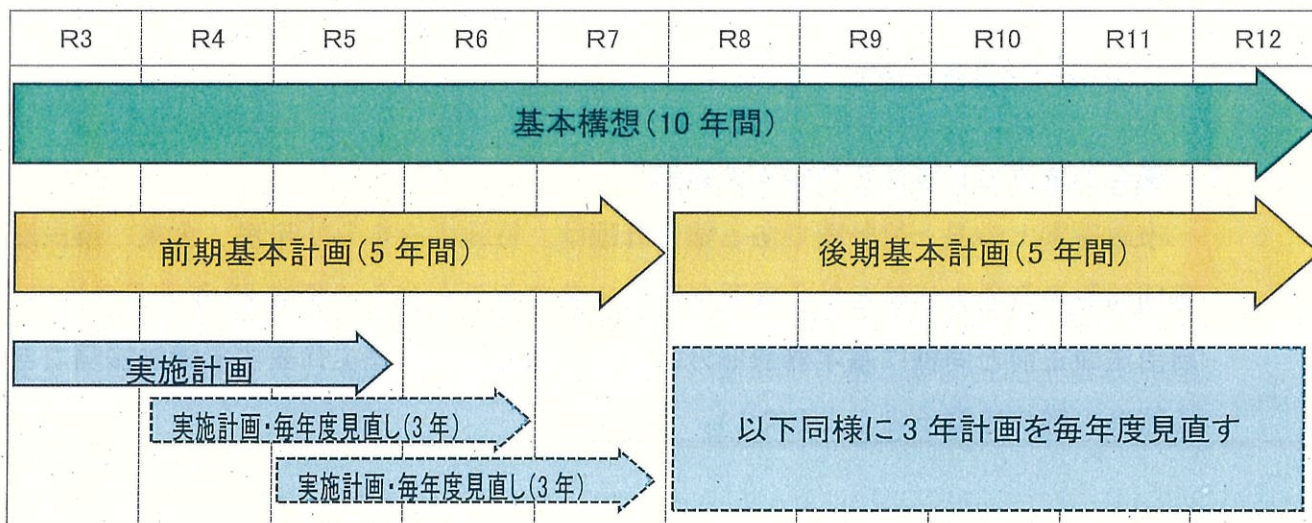
(2) 総合計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

基本計画については社会情勢の変化等に対応するため5年ごとに見直すこととし、前期・後期で計画を定める。

また、実施計画については3年計画とし、主要な事業について具体的な計画を定め、事業の効果を見ながら毎年度見直すこととする。

【図2】総合計画の期間



(2) 第五次総合計画の策定のながれ

